

平成 29 年 6 月 27 日

図書館友の会全国連絡会 御中

総 務 省

貴会におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平成 29 年 5 月 22 日付け文書にていただきました「地方自治を支える公立図書館の振興を求める要望書」につきまして、以下のとおりお答えいたします。

○ 要望事項 1 「指定管理者制度を公立図書館に誘導する施策は直ちに止めてください」につきまして

指定管理者制度は、「公共サービスの水準の確保」という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであります。

平成 22 年 12 月に地方公共団体に発出した通知においても、「個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度」としております。

図書館を含め、地方公共団体の施設を、最も効率的・効果的に管理できる方法は、それぞれの地方公共団体の実情により異なるものであり、地域の実情に応じて、適切な手法を選択していただきたいと考えております。

○ 要望事項 2 「地方交付税の図書館経費の積算内容を豊かにしてください」につきまして

公立図書館の運営経費については、普通交付税上、道府県分、市町村分それぞれの「その他の教育費（測定単位：人口）」において、単位費用に計上しています。

市町村立図書館の図書館協議会の経費については、協議会の設置状況などを踏まえ、平成 28 年度より新たに単位費用に計上しており、平成 29 年度も同額を計上しています。

また、資料費や人件費については、公立図書館の決算額などを踏まえ、標準的な経費を適切に単位費用へ計上しています。

今後とも、地方団体の意見等も踏まえつつ、適切に算定して参ります。

以上